

日野市における部活動に関する方針

令和7年2月改訂
日野市教育委員会

趣 旨

本方針は、スポーツ庁と文化庁が示す「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「文化部活動に関する総合的なガイドライン」に基づき、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の観点を重視して、地域、学校、種目、分野、活動目的等に応じ多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、
 - ア) 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
 - イ) 生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- 学校全体として運動部活動・文化部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

適切な運営

○学校は「日野市における部活動に関する方針」を踏まえ、毎年度「部活動の在り方に関わる方針」を策定し、生徒・保護者と共有していく。（学校Webページにも掲載する）

○学校は、各部の年間計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所・休養日及び大会参加日・行事等の参加日程等）を作成する。

○学校は、学校単位で参加する大会や地域の行事、催し物等への参加について、休養日を確実に確保できるよう実態に応じて大会等の参加を削減する。

適切な指導

○指導者は、生徒との対話を通じて、教え込みの指導から生徒が自ら考え、自ら生み出す活動へ転換し、保護者とも共有していく。

○学校と指導者は、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

○指導者は、勝利至上主義に陥らず、生徒の人格や人権を尊重し、生徒の意思や成長を最優先に考える。

○指導者は、国及び東京都の部活動ガイドラインを踏まえるとともに、部活動用指導手引きを活用した適切な指導を実施する。

活動機会の創出

○教育委員会と学校は、希望する全ての子供たちが文化・スポーツ活動に親しみ、ともに高め合い、人生の基盤となるような貴重な体験を積み重ねる日野市型文化・スポーツ活動の環境を構築する。

○教育委員会と校長は、学校や地域の実態に応じて、地域の文化・スポーツ団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協議・融合した形での地域における持続可能な文化・スポーツ活動の環境整備を進める。

○学校は、部活動指導員・外部指導員を効果的に活用する。



【休養日】

- 1 週当たり3日以上休養日を設け、週4日以内の活動を原則とする。（平日は少なくとも2日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）ただし、学校の実態に応じて、一部の部活動に移行期間を設けることは差支えない。
- 2 長期休業中の休養日の設定についても「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養が取れることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間・設置】

- 1 1日の活動時間は、原則として、学期中の平日では2時間以内、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間以内とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 2 学校は、原則、部活動の新設・増設を行わない。